

平成21年9月1日

各 位

東京都新宿区西新宿一丁目6番1号
(新宿エルタワー28F)

シンキ株式会社

代表取締役社長 竹田 正広

全部取得条項付種類株式の取得に伴う端数処分代金のお支払いについて

拝啓 平素はご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社は、平成21年6月4日付け「全部取得条項付種類株式の取得に伴う当社株式のお取扱いについて」にてご案内申しあげましたとおり、株主総会での決議結果と会社法の規定に従って、平成21年7月10日を効力発生日として、平成21年7月9日現在各株主様が所有されている当社普通株式（以下「全部取得条項付種類株式」といいます。）の全てを取得いたしましたのでご報告申し上げます。

この全部取得条項付種類株式の取得と引換えに、全部取得条項付種類株式1株につき、0.00000006の割合にて当社のA種種類株式を交付いたしました。が、割当交付の結果、株式会社新生銀行および新生フィナンシャル株式会社以外の各株主様に対して交付されるA種種類株式は1株未満となりましたので、ご通知申し上げます。

全部取得条項付種類株式の取得によるA種種類株式の割当交付の結果生じた1株未満の端数につきましては、その端数に応じて端数処分代金として、「全部取得条項付種類株式の取得に伴う端数処分代金計算書」のとおりお支払いいたしますので、後記をご高覧のうえ、お手続きくださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. お支払いする端数処分代金について

A種種類株式の割当交付の結果生じた1株未満の端数に相当する部分につきましては、当該端数の合計数の売却について裁判所の許可が得られましたので、全部取得条項付種類株式1株につき100円（株式会社新生銀行および新生フィナンシャル株式会社が当社普通株式に対して公開買付けを行った際の買付価格と同額）が交付されることとなります。

2. 端数処分代金のお受け取り方法

同封の「全部取得条項付種類株式の取得に伴う端数処分代金送金依頼書」の表面にご押印、裏面に端数処分代金の振込指定口座^(注)、ご連絡先電話番号をご記入のうえ、同封の返信用封筒にてご返送ください。

(注) 振込口座名義人はカタカナでご記入ください。

(注) 振込口座にゆうちょ銀行貯金口座の指定はできませんのでご注意ください。

- (1)「全部取得条項付種類株式の取得に伴う端数処分代金送金依頼書」の返送ご推奨期間
平成21年9月2日（水曜日）から平成21年11月30日（月曜日）まで
（上記期間経過後もお支払いいたしますが、極力上記期間中にご返送くださいますようお願い申し上げます。）
- (2)「全部取得条項付種類株式の取得に伴う端数処分代金送金依頼書」の返送先
当社株主名簿管理人 住友信託銀行株式会社あて郵送ください。
（同封の返信用封筒を前記(1)返送ご推奨期間内にご利用の場合は、当社が郵送料を負担させていただきますので、切手の貼付は不要です。）

【郵便物送付先】 東京都府中市日鋼町1番10（〒183-8701）
住友信託銀行株式会社 証券代行部

(注1)同封の返信用封筒ご利用の場合に限り、郵便番号は返信用封筒表面印刷のとおり(〒183-8731)となります。
(注2)本送付先は事務センターにつき、ご来店による受付はできませんので、あらかじめご了承ください。

【電話照会先】 端数処分代金支払手続に関するご照会
住友信託銀行株式会社 証券代行部 ☎0120-176-417

3. 端数処分代金の送金日程

「全部取得条項付種類株式の取得に伴う端数処分代金送金依頼書」が住友信託銀行証券代行部に到着後、約2週間でご指定の口座へお振込みいたします。

4. 税金について

今回の端数処分代金には、みなし配当とされる部分はなく、その全額が譲渡代金としてみなされることとなります。そのため、個人の株主様におかれましては、株式等の譲渡所得等が申告分離課税の適用対象となり、その譲渡所得金額(本件端数処分金額から取得費及び手数料等を控除したもの)がプラスの場合には確定申告を行う必要があります。

ただし、税金に関しましては様々なケースが想定されますので、詳しくは所轄の税務署等にご照会くださいますようお願い申し上げます。

以上